兵庫労働局最低賃金公示第９号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 31 日

兵庫労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間800円」を「１時間805円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

資　　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月十一日（月）

○法律案

一　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案（決定）（財務省）

公　　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 31 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　届出を行った者の名称等

⑴　名称　株式会社アトリウム
　　住所　東京都千代田区内幸町一丁目５番２号

⑵　名称　株式会社エスティーワイ
　　住所　東京都港区赤坂二丁目８番11号第11赤坂葵ビル３Ｆ

⑶　名称　株式会社電通
　　住所　東京都港区東新橋一丁目８番１号

⑷　名称　株式会社ベガスベガス
　　住所　山形県山形市香澄町２－８－１

⑸　名称　豊田通商株式会社
　　住所　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目９番８号

⑹　名称　グロブナー　リミテッド
　　住所　香港行政区セントラル、コンノートプレイス１、ジャーディンハウス3505

⑺　名称　シーピーエー17　アジア　ホールディングス　エルエルシー
　　住所　アメリカ合衆国　10020　ニューヨーク州　ニューヨーク市　50ロックフェラープラザ２階

⑻　名称　モミジ・ツー・エルティーディー
　　住所　ケイマン諸島、ＫＹ１―1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンズ・ドライブ、クリケット・スクエア

⑼　名称　大川　　勝
　　住所　東京都中央区東日本橋二丁目19番10―405号

⑽　名称　綿貫　昌宏
　　住所　神奈川県横浜市鶴見区岸谷一丁目１番１号

⑾　名称　ヴィクトリアン・ファンズ・マネジメント・コーポレーション
　　住所　オーストラリア　ヴィクトリア州　メルボルン　101コリンズ・ストリート13階

⑿　名称　キックスタート　エクイティーズ　リミテッド
　　住所　オーストラリア連邦　クイーンズランド州　マルーチドア　オーシャンストリート２番地　ドルフィンチャンバース４階

⒀　名称　キューアイシー・プライベート・キャピタル・ピーティーワイ・リミテッド
　　住所　オーストラリア　クイーンズランド州　ブリスベン　66イーグルストリート　セントラル・プラザ・ツー　５階

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成24年11月１日から平成26年10月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 31 日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　所在地の変更のあった者
　　名称　ヒューリック株式会社
　　変更後の所在地　東京都中央区日本橋大伝馬町７番３号

２　名称の変更のあった者

⑴　変更前の名称　株式会社アトリウム
　　変更後の名称　株式会社アトリウムリアルティ

⑵　変更前の名称　財団法人沖縄県産業振興公社
　　変更後の名称　公益財団法人沖縄県産業振興公社

金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第３条の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社Ｍ・Ａアセットマネージメント

２．住所　東京都港区西新橋１－６―12アイオス虎ノ門ビル12階

３．代表者の氏名　代表取締役　根本　勝通

４．権利の実行の対象となる営業保証金の額
5,000,000円

５．仮配当表

⑴　権利の実行の対象となる営業保証金の額
5,000,000円

⑵　権利の実行に係る申出等の総額
8,892,869円

※配当に当たっては、金融商品取引業者営業保証金規則第17条第２項の規定により、公示に要した費用の負担がある。

平成 24 年 10 月 31 日

関東財務局長　菅野　良三

投資助言・代理業者の営業保証金に係る権利の実行の手続きに関する意見聴取会公示

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第15条の14第４項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社Ｍ・Ａアセットマネージメント

２．住所　東京都港区西新橋１－６―12アイオス虎ノ門ビル12階

３．代表者の氏名　代表取締役　根本　勝通

４．権利の実行の対象となる営業保証金の額
5,000,000円

５．意見聴取会の期日　平成24年11月27日（火）午後２時

６．意見聴取会の場所　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東財務局　共用会議室６－１（６階）

平成 24 年 10 月 31 日

関東財務局長　菅野　良三

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月 31 日

北陸地方整備局長　橋場　克司

１　処分をした年月日　平成24年10月５日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新発田建設株式会社　渡辺　明紀　新潟県新発田市富塚1942　国土交通大臣許可（般・特―19）第10693号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年９月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。